

議案第42号

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 6 月 11 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

住民基本台帳法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第30条の44第 8 項」を「第30条の44第12項」に改める。

第 2 条第 2 号及び第 3 号中「電子計算組織」を「情報システム」に改める。

第 3 条中「第30条の44第 8 項」を「第30条の44第12項」に改める。

付 則

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。